

三次市教育委員会議案第54号

三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成24年3月28日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程
の一部を改正する訓令（案）

（三次市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第1条 三次市教育委員会事務決裁規程（平成16年三次市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（課長等の専決事項）

第7条 課長等限りで専決できる事項は次のとおりとする。

社会教育課長

- (1) 教育委員会事務局内部の調整に係る会議の開催に関すること。
- (2) 規則等の公布手続に関すること。
- (3) 職務に専念する義務の免除に関することで軽易なもの。
- (4) 社会教育計画のうち、定例又は簡易なものの策定及び実施に関すること。
- (5) 社会教育施設の管理に関すること。
- (6) 社会教育施設の相互の連絡調整に関すること。
- (7) 体育施設の管理並びに施設及び体育器具の使用許可に関すること。

- (8) 社会教育及び社会体育関係団体の育成指導並びに連絡調整に関する事。
- (9) スポーツ推進計画のうち、軽易なものの策定並びに連絡調整に関する事。
- (10) 文化財の保護及び管理に関する事。
- (11) 文化財の調査及び報告に関する事。
- (12) 文化財の活用に関する事。
- (13) スポーツ推進委員に関する事（任免を除く。）。
- (14) 芸術・文化施設の管理に関する事。
- (15) 芸術・文化施設の相互の連絡調整に関する事。
- (16) 芸術・文化団体の育成指導並びに連絡調整に関する事。
- (17) 文化財保護委員会委員に関する事（任免を除く。）。

学校教育課長

- (1) 学齡児童，生徒の入学及び転学の処理に関する事。
- (2) 準要保護児童生徒の認定に関する事。
- (3) 宿泊を要しない修学旅行の届出及び学校行事の届出の受理に関する事。
- (4) 学校休業日の変更及び振替授業並びに臨時休業届出の受理に関する事。
- (5) 児童生徒の入学期日の通知及び就学すべき小学校又は中学校の指定に関する事。
- (6) 児童生徒の出席停止措置に関する事。
- (7) 学校給食の運営に関する事。
- (8) 教育推進計画のうち、軽易なものの策定及び実施に関する事。

他の課長

- (1) 各種研修会における課題及び講師の認定に関する事。
- (2) 教職員に対する学校教育に関する専門的な指導に関する事。
- (3) 教科書又は準教科書として併用する副読本，解説書，参考書等の届出に関する事。
- (4) 教職員の福利厚生に関する事。

第10条の表を次のように改める。

決裁区分	第1順位	第2順位
------	------	------

教育長	教育次長	社会教育課長
教育次長	社会教育課長	学校教育課長 他の課長
課長	主務課係長等	

(三次市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第2条 三次市教育委員会文書取扱規程（平成19年三次市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

社会教育課	教社
学校教育課	教学

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。